改

正

案

現

傍 線 0 部 分 は 改 正 部 分

行

十二条 する基 る基 用 用 条 第 基 の項 成 する。 第 兀 料 準 五. 十 指 項、 兀 準 等 伞 第 第 定 第 に 準 項 兀 年 伞 百 居 成 関 兀 伞 並 項 兀 厚 宅 + 成 する 項 び +生 サ + 成 2老人保  $\mathcal{O}$ 省 1 条 + 年 指 規 定 0 令 ビ 年 厚 定介護 針 介 六 定に基づ 第 ス 年 厚 生 を次の 護 第 等 健 厚 生 省 老 匹 +施  $\mathcal{O}$ 生省令第四十 一省令第四 令 療養型医 設 人 項 七 事 第 いように き、 福 号)  $\mathcal{O}$ 業 三十 祉 0 員、 居 施設 百 + 九 九 住、 療施 定 兀 員 -号)第十 元号)第· + め、  $\mathcal{O}$ 十 六 人 滞 設 設 設 号)第 五. 条第 在及 及 平  $\mathcal{O}$ 九 員 備 条 成 人 び 第 及 兀 条第 + = 員、 +び 設 第 設 兀 び 項、 七 食 備 兀 備 項 運 条 年 事 設 兀 並 項 及 及 営  $\mathcal{O}$ 備 及 び び 第 項 び に 百 提 兀 に び 運 第 関 月 及 及 び 運 第 供 項 び 営 百 す 第 兀 日 に 及 運 営 る 五 七 係 営 匹 か び に + 関 基 + る に <del>+</del> = 関 第 す 五. 潍 5 利 四 適 関 す 条 る

## 正 な 手 続 $\mathcal{O}$ 確

介介護 介定 指 護 定 予 護 護 事 指 護 短 指 適 通 防 予 事 定 老 期 定 人福 者、 健 定 防 業 認 所 小 入 通 者、 短 IJ 規 短 所 施 知 所 期 模 ハ 指 期 指 症 祉 生 介 設 ピ 多 定 活 護 入 入 指 定 対 施 IJ 機 介 指 所 所 定 地 応 設 介 事 介 業保 定 療 テ 能 護 生 域 型 護 者、 介 養 護 ] 型 予 活 密 介 通 事 着型 護 介 居 防 介 予 護 シ 所 老人 療 護 宅 認 護 防 介 彐 養 事 介 介 ン 護 知 事 通 定 型医 業 症対 護事業者 保 事 所リ 護 事 業 指 通 業 業 老 健 所 定 所 施 療施 応型 短期 ハ IJ 所 人 者 ビリ 福 指 指 設 ハ 設 定 指 は 通 定 祉 指 入 ピ リ 介 定 所 介 テ 施 指 所 定 指 護 短 指 介 護 ] 小 定 療 テ 設 定 老 期 護 予 シ 規 介 養 1 定 認 入 事 防 指 模 護 介 人 通 彐 シ 知 福 所 業 多 所 短 ン 定 療 護 彐 者 事 機 症 祉 生 介 期 介 養 事 入所 事 対 施 活 護 及 業 護 能 型 業 者 予 業 応 介 事 び 型 医 者 護 指 療 防 居 宅 施 通 介 事 所 定 養 指 通 指 業 介 介 定 所 定指 所 護 介

> 用 用 条 第四 基 項 十二条第四 する基準 る  $\mathcal{O}$ 成 基準 でする。 第 準 料 五. +指 等に 兀 項、 第四 第 伞 定 百四 年 項 居 成 介護 関 平 並 厚 宅 + 成 する 項 びに + 生 + 成 十 0 1 老 指 条 省 年 十 規 人保 の六 指 指 定 令 ピ 年厚 厚 定に 針 定 介 第 ス 年厚 生 を次 介護 護 第 等 健 生 省 ・基づき、 老 兀 +施  $\mathcal{O}$ 生省令 省 令 **喀養型** 0 設 項 七 事 令 第 号) ように 福  $\mathcal{O}$ 業 第四 三十 祉  $\mathcal{O}$ 第四 員、 居 医 施 百 + 九 九 住、 療 設 定 兀 員 号) 号)第 + + め、 施 施  $\mathcal{O}$ 第十 設の 設 設 人 五. 号)第十二 産在及び 員 条第 及 平 九 備 第 条第 成十 人 び 及 八員、 加 条第 設 設 兀 び 項 備 七 食 兀 備 項 運 条 年 事 設 兀 並 項 及 及 + $\mathcal{O}$ 第 備 項 び 及 び び に 百 月 提 兀 及 及 に び 運 第 関 供 項 び び 運 第 営 百 す 日 に 及 運 第 営 兀 に 五. る 七 関 カゝ 係 び 営 兀 に + + 関 る 第 に +す 五. 5 適 兀 関 す 条 利 る

## 適 正 な 丰 続 $\mathcal{O}$ 確

護 介 老 指 護 介 介 護 定 護 予 事 護 護 事 指 短 定 指 老 防 業 予 事 業 期 通 定 定 入所 健 者、 業 者、 認 人福 定 所 小 防 通 者、 施 短 IJ 規 短 知 所 期 ハ 模 指 期 指 症 祉 生 介 設 ピ 入 多 定 入 対 施 活 護 指 定 機 指 所 IJ 介 所 定 地 応 設 介 事 定 療 テ 能 護 生 介 域 型 業保 介護 ] 者、 養 型 予 活 護 密 通 介 事 介 居 防 介 予 着 護 シ 所 業 療 護 認 防 型 介 老 彐 宅 護 養型 事 介 介 ン 知 事 通 護 定 業 事 護 症 業 護 保 所 事 指 通 吸事業者 一対応型 者、 医 IJ 老 業 業 健 所 定 所 療施 施 短 IJ 所 者 ビリ 福 指定介護 指 期 設 ハ 入 指 指 ピ 設 は 通 定 祉 介 テ IJ 指 定 所 施 定 所 介 指 ] テ 指 短 護 設 小 定 療 規 定認 介 老 期 定 護 予 シ 養 ] 人 入 通 事 防 彐 指 模 護 介 シ 知 福 所 所 業 短 ン 定 多 療 護 彐 事 症 祉 生 介 者 期 介 機 養 事 事 対 施 活 護 及 入 業 護 能 型 業 所 応 介 事 び 者 予 型 医 業 指 療 防 居 介 事 所 定 養 指 通 宅 施 指 通 業 定指 護 介 介 定 所 介 設 所

係 正 び宅 認 護 防 介 宿泊 知症 事業 な締結を確保するため、 る手続を行うこと。 介護事業 通 所リハ 護老人福 事 並びに 一対応型 所、 業 所、 ビリテ 所 指定介護 食事 通 祉 指 以 所 施 定 下  $\mathcal{O}$ 介護事業所 ] 設 小 事 提供に係る契約 予 シ 規 )防短期 3 指 模 業 ン事 定介 多 所 次に掲げるところにより、 機 、等」という。 業所 及び指定介護予防 入所療養介護事業所 護 能 予防 型 居 (以 下 通 宅 指定介護予防短 所 介 介 護 )における居 「契約」という。 業 小規模多機 業 所、 期 指 指 当該契 住、 (入所 定 定 介 定 地 滞 能 護 生 <u>、</u>の 介 域 在及 型居 約 予 活 護 密 適 防 介 予 着

## 1

イ 居住、 (1) 居 (i) h 住、 次に 居 住 滞 掲げる額を基本とすること。 等に係る利用料は、 滞在及び 在 及び 宿 宿泊 泊 並 びに (以 下 食事の提供に係る利 居住環境 「居住等」という。)に係る の違 いに応じ 用 て、 それぞ 利用 料

から(4) る基 設  $\mathcal{O}$ ピ 人 と 別表 0) ス介 のも 額 ピ 6 ピ ピ サ 注 いう。) 並 ユニットに (1)口 スに スの ] の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号 準 並 ス (1) 9 及 指 までの 護給付 · 罕 から 0) び び ビ 並 定施設 要する費用 ス 1 び (2)イ 成十二年厚生省告示第十九号)別表指 0 (5) に 及 0 (1) 定居宅サービスに要する費用の 'びにユニットに属さない居室等のうち定員が まで び 注5並びに指定施設サービス等に要する費用 費 属する居室、 (1) 1 短 注 か サ · 及び 単 期 か 6 口 8 ĺ 5 位数表の 0 0) 入 (4) Ľ 0) 注 注 所 (3) ま 口 口 ス 療養介護費 額の算定に関する基準(平成十八年厚 まで (1)で 0 10 10 等介護給付 及 並 0 注 短期入所生 療養室及び病  $\mathcal{O}$ び 注 び 15 (1) 注 7 並 (2)に 11 並 0 注 U から(3)ま 注 12 0 イ 11 2費単位 Ź び (1) 並 9 に カゝ び 16 (1) 活 に での 室 指 介 5 カュ 数 一(以 定 介 介護保健 5 護 (1)(4)表の 額 地域密着 護 注 費 か ま (3) 0) 下 6 で 療 定 8 ま 0 介護 居 養 及 で 居宅サー (3) 0) びニ ま 施 施 0) 及 注 福 室 での びロロ 注 等 (1) 11

> 係る手続を行 認 護 防 型 正 び宿泊並びに食事の提供に係る契約(以下 宅介護事業 介 事業 介 な締結を確保するため、 知症対応型 通 所リハ 護 事 所、 老 業 人福 所 ビリテー 指 定介護 うこと。 以 通 祉 指 所 施 定 下 介護事業 設 小 事 ショ 予防短期 規 指 模 業 ン事 定 多 所 次に掲げるところにより、 所 介 機 等 及び 入所療養介護事業所 業 護 能 こという。 所 予 型 指定介護予防小規模多機 防 居 指 宅 通 定介護予防短期 所 介 介 )における居住、 事 契約」という。 事業 業 指 当 定 入 指 定 |該契約 所 介 定 地 能型 護 ) の 適 滞 生 介 域 在 予 活 護 密 及 居 防 介 予 着

## イ〜ハ

居住、

滞

在

並

び

に

食

事

(T)

提供

に係る利

用

イ

住、

滞在

宿 泊

泊

. (以

下

居

任等」という。

)に係る

利

用

任及びを

(1)居

居住等に係る利用料

は、

居

住

環境

0

違

いに応じ

て、

それ

ぞ 料

次に掲げる額を基本とすること。

(i) h 費単 年厚生省告 サー 5 人のも と か び 注  $\mathcal{O}$ ビス介護給付 る基準(平成十二年 指 6 13 (4) 注 11 定 口 ユ 、 う。 ニットに属する居室、 までの 地 ビス等に (1) (4) 位 (1) 5 介 域密着型サー から の (指 護 数 ま 介 並 並 護保 (2) 療 表 び で 注 に 及 0 養  $\mathcal{O}$ 示第二十一号)別表指定施設サービ (5) 定居宅サー び 15及び 介護 費単 び 施 健 要する費用 ま 注 短 にユニットに属さない居室等のうち定員が一 (3) 施 で 期 設 11 福 サ 設  $\mathcal{O}$ 入 位  $\mathcal{O}$ 厚 数表の サー ビスに要する費用 祉 ホ 所 注 1 注 口 生 施 6 (1) 8 療 (1)ピ 省 ビスに要する費用の ビス ス 設 0 及 養 及 告示第十 サー 0 額の算定に関する基準 介 短期入所生 療養室及び び (2) び 及び 0) 護 (1) (2)イ - ビスの 費 1 (1)  $\mathcal{O}$ (1)(3) 注 か 及 (2) 0) 九 び 5 (2) 7  $\mathcal{O}$ 及 イ 号 )病 イ及 注 0 及 (4)口 び (1) 活 額 )別表指: び 口 ま 0 4 (3) 介 室 並びに指 以 の算定 (3) (1) で 注 び 0 (2) 護 額 及び 0 及 0 10 口 注 費 ス等介護 下 及び 注 び 注  $\mathcal{O}$ 6 0 定 「居 に関 7 (2)10 注 (平成十二 (3) 居宅サー 定 二 (1) 及び の注 並 注 12 定 室 及び す 11 施 イ (1) 並 か 7 口 8 す

いう。 び 単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及び (3) 口 並 省告示第百二十七号)別表指定介護予防サー に 給 光 ま びに介護予防短期入所療養介護費のイ⑴及び 要する費用の からニ (1) での 働 熱水費に相当する額 から4までの 付 <u>)</u>が 費単 省 まで 告示 注4に定める者(以下 利 位 用、 0) 数 第百二十六号)別表指定地域密 額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働 表 注 入所又は入院するものは除 注 9 15及び注16並びに指定介護予防サービス 0 地 |域密着型介護福祉施設サー (1)及び(2)の注7並びにニ(1)から 従 来型個室特例対象者」と < ビス介護給付費 着 型サー (2) 0 ロの注7 ビス費 注9、 室料及 ビス介

> 護費の び (2) の

活

介護費のイ及び

基準

(平成十八年厚生労働省告示第百二十七号)別表指定介

ビス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生

の注5並びに介護予防短期入所療養介

に指定介護予防サー 祉施設サービス費の

ビスに

要する費用の額の算定に関する

域

密着型サー

ビス介護給付費単位数表の地域密着

イ

口

及びニの注

12 及び注 13

並 護 定

び 福 地

型介

準(平成十

八年厚生

労働省告示第百二十六号)別

表

指

護予防サー

(ii) の並 び ユ に ニットに属さない居室等のうち定員が二人以 光 熱水費に相当する額 従 来型 個 室特例対象者が利用、 入所又は入院するも 上 0 £  $\mathcal{O}$ 

並びに従来型個室特例対象者が利用、 ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上 熱水費に相当する 入所又は入院するも のも 0)

(i)

当する

用、入所又は入院するものは除く。)

に定める者(以下

従

来型個室特例対象者」という。

室料及び光熱水費に

注 1 5 (1) 及び

(1) (2) 0 口

(2) 及び 注 5、

(3) O

(1)及び

(2)

が が 注 3

) が 利

口

(1)から(4)までの 注4及びホ

注 7、

(1) 及

三 口 (2) 略

略

三 口 略

(2) 略